

令和5年第8回邑南町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年12月8日（金）午前9時30分開議

開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第85号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第86号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第87号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第5 議案第88号 邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第89号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第90号 邑南町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第91号 令和5年度邑南町一般会計補正予算第9号について
- 日程第9 議案第92号 令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について
- 日程第10 議案第93号 令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号について
- 日程第11 議案第94号 令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について
- 日程第12 議案第95号 令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について
- 日程第13 議案第96号 令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について

日程第14 議案第97号 令和5年度邑南町一般会計補正予算第10号について

令和5年第8回 邑南町議会定例会（第3日目） 会議録

【令和5年12月8日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。9番漆谷議員。10番大屋議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 議案第85号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。議案第85号邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 議案第86号 邑南町国民健康保険税条例

の一部改正について)

●石橋議長（石橋純二） 日程第3。議案第86号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4 議案第87号 邑南町子ども等医療費助成条例  
の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第4。議案第87号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第5 議案第88号 邑南町放課後児童健全育成事業
の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第5。議案第88号 邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 資料としては、総務教民の11月24日の資料3のところでは、この現行基準について、もう一度確認をさせていただきたいんです。①の資格要件のところには基礎資格を有するものと書かれているんですけど、放課後児童の支援員になろうと思うと基礎資格が必ず必要なものなのかという点。②の人員配置のところでは有資格者という文言があるんですけど、この有資格者という意味は研修を終了した人という意味なのかという点。あと研修期間。この研修は、公務として参加できるのかという点。まとめて申し上げましたがお願いします。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原医療福祉政策課長。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 有資格者の内容という意味でございましょうか。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 資料3のところには現行基準っていう表があります。この現行基準の中に従事者としての資格要件というのが書かれてあって、その中に支援員になるには基礎資格、保育士とか社会福祉士とかそういう資格を有する者で研修を受講した者が支援員と登録されると書いてあるんです。この放課後児童支援員になろうと思うと、そういった基礎資格がないと支援員になれないという受け止め方でいいんですか。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原医療福祉政策課長。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 基礎資格の例として挙げております保育士・社会福祉士・幼稚園教諭・小学校教諭の資格というのが、基礎資格の1つでございまして。もう1つが、2年以上あるいは1,000時間以上の勤務をもってという

ところもございます。そこの一番最後に書いてある等の中にはそういったものも含まれております。そういったものも基礎資格のうちの1つでございます。この従事者になるためにはこの基礎資格を有することかつ研修の受講。この2つをどちらも兼ね併せた方がいわゆる放課後児童支援員の資格者ということになっております。ここで言う有資格者というのは、基礎資格を持った上に研修受講を経て正式な放課後児童支援員となる者を有資格者という意味でございます。研修の受講につきましては基本的には公費、いわゆる勤務として取り扱って受講していただくということで考えております。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） もう1点。研修期間っていうのは、どれぐらいの期間が必要なんでしょうか。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原医療福祉政策課長。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治）

今日は正確な時間数の資料を持ち合わせておりません。期間としては、1日や2日ではなく1週間若しくはそれを数回に分けて、何か月かにわたる場合も研修の受講の会場の都合等によってはあったりするということです。正確な時間等につきましては、後ほどお答えをさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第6 議案第89号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第6。議案第89号邑南町情報通信施設条例の一部改正についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第7 議案第90号 邑南町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第7。議案第90号邑南町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第8 議案第91号 令和5年度邑南町一般会計補正予算第9号について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第8。議案第91号令和5年度邑南町一般会計補正予算第9号についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 9 議案第 9 2 号 令和 5 年度 邑南町 国民健康保険事業
特別会計補正予算第 4 号について)

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 9。議案第 9 2 号令和 5 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 0 議案第 9 3 号 令和 5 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業  
特別会計補正予算第 4 号について )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 1 0。議案第 9 3 号令和 5 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 4 号についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 1 議案第 9 4 号 令和 5 年度 邑南町 後期高齢者医療事業
特別会計補正予算第 2 号について)

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 1 1。議案第 9 4 号令和 5 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 2 議案第 9 5 号 令和 5 年度 邑南町 下水道事業  
特別会計補正予算第 4 号について )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 1 2。議案第 9 5 号令和 5 年度 邑南町 下水道事業特別会計補正予算第 4 号についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 3 議案第 9 6 号 令和 5 年度 邑南町 電気通信事業
特別会計補正予算第 3 号について)

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 1 3。議案第 9 6 号令和 5 年度 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 3 号についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 4 議案第 9 7 号 令和 5 年度 邑南町 一般会計  
補正予算第 1 0 号について )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 1 4。議案第 9 7 号令和 5 年度 邑南町 一般会計補正予算第 1 0 号についてを議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長 (石橋良治) 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第97号の提案理由を御説明申し上げます。議案第97号令和5年度邑南町一般会計補正予算第10号は、歳入歳出それぞれ1億1,518万5,000円を追加するものでございます。詳細につきましては、財務課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 議案第97号令和5年度邑南町一般会計補正予算第10号について説明します。この度の補正は、国の補正予算第1号による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて住民税均等割非課税等の低所得者世帯に7万円を追加支援するものです。予算書の1ページをお開きください。第1条を御覧ください。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,518万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,795万9,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりです。予算に関する説明書の事項別明細書4ページ5ページをお開きください。歳入です。14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1億1,518万5,000円を追加するものです。6ページ7ページををお開きください。歳出です。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、039電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費（追加）で、1億1,518万5,000円を追加するものです。01電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費（追加）は、住民税均等割非課税等の低所得者世帯に7万円を追加給付をするための補助金です。02電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費（追加）は、給付を行うために必要となる職員の時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、郵便代、振込手数料、追加支援システム導入委託料です。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 先ほどの質疑で、議案第88号邑南町放課後児童健全育

成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての日高議員の質問の中で、一部保留となっております件がございます。これにつきまして、小笠原医療福祉政策課長より答弁したいとの申出がございましたのでこれを許可したいと思います。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原医療福祉政策課長。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 先ほど御質問いただきました、放課後児童支援員の資格の研修の時間等についてでございます。各自治体で行うのではなく都道府県で行います。島根県の開催要領によりますと本年度は16科目24時間、例年この科目数と時間数で開催をされております。資格研修を受ける方につきましては終日勤務がなかなか難しい方であったりするということもありまして、24時間を8時間で受ければ3日ぐらいで受けられるものではございますけれども、幾つかに分けて大体が4日間にかけて行います。その4日間も毎日4日というところの日程がとりにくいということもありますので、ところによっては1か月ぐらいの間で、ときには半年ぐらいかけて分散して行うという実態となっております。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

（ 散会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） 以上で本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。御苦勞様でした。

—— 午前 9時 48分 散会 ——